

少額訴訟債権執行の申立てについて

広島簡易裁判所
平成26年4月

1 申立ての管轄

少額訴訟をした簡易裁判所

なお、同じ債務者への差押えが複数ある場合などは地方裁判所

2 申立てに必要な費用

(1) 申立手数料

債務名義 1通ごと及び執行債務者1名ごとに各4000円分の収入印紙を納めてください（消印しないこと）。

(2) 郵便切手（債権者1名の場合）

☐ 陳述催告の申立てをされる場合（注）

92円×1

1082円×債務者数

1130円×第三債務者数

512円×第三債務者数

82円×第三債務者数

82円×3（ただし、請求債権目録の執行費用として計上できません。）

☐ 陳述催告の申立てをされない場合（注）

92円×1

1082円×債務者数

1130円×第三債務者数

82円×3（ただし、請求債権目録の執行費用として計上できません。）

（注）「陳述催告の申立て」というのは、裁判所から第三債務者に対して、差押債権の存否や額、弁済の意思等について書面での陳述を求める手続きです。必ず申し立てなければならない手続きではありませんが、少額訴訟債権執行の申立てをお考えの方には、陳述催告の申立てについても、通常お願いしています。

3 提出する書類等

☐ 少額訴訟債権執行申立書

当庁に書式を備え付けています。

各目録等を含め、訂正箇所には必ず訂正印を押してください。また、差し支えなければ全ページに捨印をお願いします。

当事者目録、請求債権目録、差押債権目録は、申立書とは別に当事者数+1の数の各写しを添付してください。これには捨印は必要ありません。

☐ 債務名義正本（少額訴訟におけるもの）

少額訴訟判決正本、執行文を付した和解調書正本など（執行文については、事前に受付案内センターにて付与申請が必要です。）

☐ 送達証明書（事前に受付案内センターで証明申請が必要です。）

☐ 代表者事項証明書（債権者、債務者、第三債務者のいずれかが法人の場合に、最寄りの法務局で取得してください。3か月以内に発行されたものが必要です。）

☐ 住民票写し又は戸籍附票（当事者の住所が変わっている場合に、該当する市区町村役場で取得してください。）

☐ 委任状（本案訴訟事件の代理人の場合でも、委任状（取下等の特別授權事項があるもの）を添付していただいております。）

4 その他注意事項

手続の中では、一つの同じ印鑑を使用してください。